

## 日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会認定施設制度施行細則

平成 27 年2月27日 制定

### 第1章 運営

第1条：日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会認定施設制度規則の施行にあたり，規則に定めた以外の事項については，施行細則の規定に従うものとする。

### 第2章 認定施設認定委員会

第2条：認定施設認定委員会（以下委員会と略す）の委員長（以下委員長と略す）は理事長が指名する。

第3条：委員会の委員は委員長が原則として評議員の中から選任する。

第4条：委員会の委員数は若干名とする。委員は，医師，看護師で構成される。

第5条：委員会の委員の任期は3年とし再任をさまたげない。ただし引き続いて6年を超えることはできない。

第6条：委員会の委員に欠員が生じたときは委員長が委員の補充を行う。補充によって選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

第7条：委員会は，定数の過半数以上の委員の出席を要し，議決は出席者の過半数によって行う。可否同数の場合は委員長の決するところによる。

第8条：委員会の委員はその業務上入手した会員に関する一切の情報を守秘する義務がある。

第9条：委員会の事務は日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会認定施設認定委員会において行う。

### 第3章 認定施設申請資格および申請書類

第10条：認定施設を申請する施設は，次に定めるすべての条件を必要とする。

- 1) 申請前直近の5年間で20例以上のストーマ造設手術が行われていること。
- 2) ストーマに関連する外来を有すること。
- 3) ストーマ認定士の資格を有するものが、医師、看護師それぞれが1名以上常勤していること。

第11条：認定施設の認定を申請する者は，次に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

- 1) 認定申請書（様式1）と所定の審査料振込みのコピー
- 2) ストーマ認定士認定証の写し（医師・看護師それぞれ）

### 第4章 認定施設の資格更新申請書類

第12条：認定施設の資格更新を申請する施設は、認定資格の有効期間満了の年度内に次の各項に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

1) 認定施設更新申請書（様式2）

2) ストーマ認定士認定証（医師・看護師）のコピー\*

#### 第5章 認定料

第13条：審査料は、次の如くである。

認定施設認定審査料 10,000 円

認定施設更新審査料 10,000 円

第14条：既納の審査料は、返却しない。

第15条：登録料は、次の如くである。

認定施設認定登録料 30,000 円

認定施設更新登録料 20,000 円

第16条：既納の審査料および登録料は返却しない。

#### 第6章 審査の時期および申請先

第17条：委員会は、認定資格の認定および更新を申請する時期、その他について、実施6ヵ月前に公示し、全ての審査はその年度内に完了しなければならない。

第18条：申請先および手数料送金先は、日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会認定施設認定委員会である。

**提出先：**日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会

ストーマ認定施設認定委員会

〒299-0111 千葉県市原市姉崎3426-3 帝京大学ちば総合医療センター外科

#### 第7章 附則

第19条：この細則は、委員会の議決を経て、理事会の承認を得て変更できる。

第20条：この細則は、平成27年（2015年）2月27日より施行する。